

2025年度 富士宮事業所 維持管理状況 (1/1)

2026.4更新

1. ばいじん除去実施状況

規定項目	冷却設備 (ガス冷却室)	排ガス処理設備 (バグフィルター)
ばいじん除去日	2025/5/19.20	運転中に 自動エアパージ
	2025/8/23.24	
	2025/11/22.23	
	2026/2/22.23	

2. 排ガスの測定結果

(1)検査項目

規定項目	単位	基準値	2025.5	2025.7	2025.9	2025.11	2026.1	2026.3
ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
窒素酸化物	cm ³ /m ³ N	250	100	45	64	75	56	40
硫黄酸化物	K値	3.5以下	0.29	0.18	0.26	0.34	0.043	0.21
塩化水素	mg/m ³ N	100	47	53	70	57	46	36
採取日			2025/5/8	2025/7/8	2025/9/17	2025/11/11	2026/1/14	2026/3/3
分析結果が得られた日			2025/5/26	2025/7/22	2025/9/30	2025/11/21	2026/1/26	2026/3/16
採取場所			別図2					

(2)ダイオキシン類

項目	単位	基準値	2025.5
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	0.00015
異常の有無			無し
必要な措置を講じた年月日とその内容			—
採取日			2025/5/8
分析結果が得られた日			2025/6/3
採取場所			別図2

2024年度 富士宮事業所 維持管理状況 (1/1)

2025.4更新

1. ばいじん除去実施状況

規定項目	冷却設備 (ガス冷却室)	排ガス処理設備 (バグフィルター)
ばいじん除去日	2024/5/20.21	運転中に 自動エアパージ
	2024/8/24.25	
	2025/1/7.8	
	2025/3/24.25	

2. 排ガスの測定結果

(1)検査項目

規定項目	単位	基準値	2024.5	2024.7	2024.9	2024.11	2025.1	2025.3
ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.003未満	0.002未満	0.003未満	0.003未満	0.002未満	0.003未満
窒素酸化物	cm ³ /m ³ N	250	53	35	58	55	49	69
硫黄酸化物	K値	3.5以下	0.21	0.08	0.18	0.16	0.059	0.14
塩化水素	mg/m ³ N	100	73	28	75	23	36	53
採取日			2024/5/16	2024/7/8	2024/9/19	2024/11/1	2025/1/15	2025/3/11
分析結果が得られた日			2024/5/29	2024/7/22	2024/10/8	2024/11/18	2025/1/29	2025/3/21
採取場所			別図2					

(2)ダイオキシン類

項目	単位	基準値	2024.5
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	0.000057
異常の有無			無し
必要な措置を講じた年月日とその内容			-
採取日			2024/5/16
分析結果が得られた日			2024/6/11
採取場所			別図2

2023年度 富士宮事業所 維持管理状況 (1/1)

2024.4更新

1. ばいじん除去実施状況

規定項目	冷却設備 (ガス冷却室)	排ガス処理設備 (バグフィルター)
ばいじん除去日	2023/5/22.23	運転中に 自動エアパーシ
	2023/8/21.22	
	2023/11/18.19	
	2024/2/18.19	

2. 排ガスの測定結果

(1)検査項目

規定項目	単位	基準値	2023.5	2023.7	2023.9	2023.11	2024.1	2024.3
ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.002未満	0.003未満
窒素酸化物	cm ³ /m ³ N	250	65	69	35	30	44	72
硫黄酸化物	K値	3.5以下	0.07	0.23	0.38	0.14	0.11	0.29
塩化水素	mg/m ³ N	100	46	47	26	23	57	66
採取日			2023.5.15	2023.7.11	2023.9.4	2023.11.1	2024.1.15	2024.3.5
分析結果が得られた日			2023.5.30	2023.7.24	2023.9.22	2023.11.22	2024.1.29	2024.3.18
採取場所			別図2					

(2)ダイオキシン類

項目	単位	基準値	2023.5
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	0.000035
異常の有無			無し
必要な措置を講じた年月日とその内容			-
採取日			-
分析結果が得られた日			2023.6.7
採取場所			別図2

2022年度 富士宮事業所 維持管理状況 (1/1)

2023.4更新

1. ばいじん除去実施状況

規定項目	冷却設備 (ガス冷却室)	排ガス処理設備 (バグフィルター)
ばいじん除去日	2022/05/23.24	運転中に 自動エアパージ
	2022/08/20.21	
	2022/11/22.23	
	2023/2/20.21	

2. 排ガスの測定結果

(1)検査項目

規定項目	単位	基準値	2022.5	2022.7	2022.9	2022.11	2023.1	2023.3
ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.002未満
窒素酸化物	cm ³ /m ³ N	250	24	41	24	54	24	40
硫黄酸化物	K値	3.5以下	0.07	0.16	0.09	0.24	0.11	0.16
塩化水素	mg/m ³ N	100	34	45	24	44	89	43
採取日			2022.5.16	2022.7.12	2022.9.7	2022.11.1	2023.1.10	2023.3.8
分析結果が得られた日			2022.5.30	2022.7.25	2022.9.22	2022.11.22	2023.1.26	2023.3.16
採取場所			別図2					

(2)ダイオキシン類

項目	単位	基準値	2022.5
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	0.00017
異常の有無			無し
必要な措置を講じた年月日とその内容			-
採取日			2022.5.16
分析結果が得られた日			2022.6.8
採取場所			別図2

測定位置略図

事業所名	㈱ミダック 富士宮事業所				
施設名	焼却施設				
燃料種類	廃棄物		処理施設	バグフィルター	
焼却能力	132 t/24h				
設置年月日	H13.4.10				
煙突高さ	45.0m	煙突頂上径	1.7m 丸	陣笠の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

維持管理計画書

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 排ガスの性状

性 状	ば い じ ん	0.02 g/Nm ³ 以下
	硫黄酸化物(K値)	K値 1.8 以下
	塩 化 水 素	100 mg/Nm ³ 以下
	窒 素 酸 化 物	200 ppm 以下
	一 酸 化 炭 素	100 ppm 以下
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下

(2) 放流水の水質

プラントからの排水はありません。

2. 測定計画

測 定 頻 度 及び測定項目	1) 排ガス	ガス量、温度、水分、O ₂ ばいじん、CO HCl、SO _x 、NO _x	} 1回/2月
		ダイオキシン類	
	2) 燃えがら及びばいじん中のダイオキシン類		1回/年
	(但し、サンプルは排ガス中のダイオキシン類を測定時に、同時に採取する。)		
測 定 個 所 (箇 所 数)	1) 排ガス	煙突部(1箇所)	
	2) 燃えがら及びばいじん	灰出コンベヤ出口及び調湿装置出口(各1箇所)	

3. 施設の維持管理方法

処 理 予 定 量		焼却施設 : 132トン/日 (24時間連続運転)
受 入	受入物の確認	①マニフェスト伝票の徹底 ②顧客の情報 ③搬入物毎の目視確認、簡易分析
	計 量	計量機(トラックスケール)にて計量。
投 入 方 法		炉内への廃棄物の投入は、炉内運転状態を計器及びカメラを通して十分確認して行う。また、各供給ラインはそれぞれ単独で投入量を調節することができ、常時適切な運転を行う。
飛散・流出防止、 悪臭発散防止及び 地下浸透防止措置		廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために屋内ピット或は密閉タンクに貯留する。また、ピットは鉄筋コンクリート造とし、地下浸透を防止する。臭気を含んだ空気は燃焼空気として、焼却炉内で高温分解させ悪臭防止をする。
騒音・振動防止 措 置		騒音・振動発生機器の点検を重視し、著しい騒音・振動の発生を防止する。
害虫防止措置		施設内は毎日の清掃により清潔にし、廃棄物は受け入れてから長期間貯留せずに処理することで害虫の発生を防止する。
防火措置		廃棄物を適正に扱い、決められた保管設備に貯留する。また、社員教育を徹底し、喫煙場所等の火気取り扱い場所を決定し、必要箇所に消火設備を設ける。
異常時の措置		停電、地震、火災等の緊急時に備え、1回/年訓練を行う。主要機器に異常を生じ、危険性や公害を生ずる可能性がある場合は、当該施設を全停止し、修理する。
点 検	実 施 内 容	炉材及び各機器の点検、清掃。
	頻 度	1回/月(点検整備)、1回/年(オーバーホール)、1回/3年(精密機能検査)
	措 置	点検整備を行い、所定の機能が発揮できるようにする。 オーバーホール工事にて全機器の老朽化防止をはかる。
記 録	記録する項目	処分した廃棄物の種類・数量。(各1ヶ月間) 日常の運転並び点検、検査、その他の措置、測定結果、分析結果。(各年月日共)
	保存方法及び 保存期間	保管場所を決めて、5年間保管。
	閲 覧 方 法	記録簿の紛失を避けるために、管理者を決めて閲覧できるようにする。
施設稼働時の管理		中央で管理 (2時間毎に巡回点検を行う)

4. 廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応

① 共通基準

維持管理基準	本施設の対応
受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	搬入された産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるように、搬入時に当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行います。排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、積荷目録（マニフェスト）等で確認します。
施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設への産業廃棄物の投入は、施設の処理能力を超えないように行います。
産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収、その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収、その他の生活環境の保全上必要な措置を行います。
施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行います。 プラント停止点検整備は月1回程度、オーバーホールは年1回行ない、性能維持に努めます。
産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するため、定期的に点検、清掃等必要な措置を講じます。
蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	構内を清潔に保持し、蚊、はえ等の発生の防止に努めます。害虫等が発生した場合は薬剤の散布等により駆除します。
著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音・振動発生機器の点検を重視し、著しい騒音・振動の発生を防止します。場内で使用する重機は低騒音仕様のものとし、タイヤショベルを使用します。
施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに定期的に放流水の水質検査を行うこと。	プラントからの排水は一切場外へは放流しないため、これによる水質汚濁はありません。
施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存します。

② 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設に対する個別基準

維持管理基準	本施設の対応
ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時廃棄物を均一に混合すること。	ピットにて貯留する廃棄物は、クレーンにより均一に混合後、ロータリーキルン及びストーカ炉に投入します。
燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。	液状廃棄物はポンプにより、定量ずつ連続供給します。固形廃棄物はクレーンによりコンベヤ付ホッパに投入し、二重ダンパ付プッシャを経由して、定量ずつ連続供給します。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼ガス温度を 850℃以上となるよう温度制御を行います。
焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。	火格子燃焼率を 250kg/m ² ・h 以下にすることにより、熱しゃく減量を 10%以下とします。
運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は、助燃バーナを作動させること、供給空気量をしばること等により、炉温を速やかに上昇させます。
運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽すこと。	運転停止時は、助燃バーナを作動させること、供給空気量をしばること等により、燃焼室の炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽します。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。	ロータリーキルン出口部と焼却炉上部に熱電対を設け、打点記録計により記録します。
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。	集じん器入口ガス温度を 180℃以下とするように、ガス冷却室の噴射水量の制御を行います。
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。	集じん器入口部に熱電対を設け、連続測定及び記録を行います。
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	以下の対策によりたい積したばいじんを除去します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 廃熱ボイラに機械式煤吹装置を設けます。 ● バグフィルタに圧縮空気による逆洗装置を設けます。 ● 廃熱ボイラ下部、ガス冷却室下部、バグフィルタ下部に落下したばいじんはコンベヤにより連続排出します。
煙突から排出される排ガス中の CO 濃度が百 ppm 以下になるように燃焼すること。	以下の対策により排ガス中の CO 濃度が 100ppm 以下になるように燃焼します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 炉内の温度制御装置により、燃焼温度を 850℃以上の高温に維持します。 ● 適切な二次燃焼空気挿入によりガスの混合を促進します。 ● 高温ガスの滞留時間を 3 秒以上確保します。

維持管理基準	本施設の対応									
煙突から排出される排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録すること。	煙突入口部にCO計を設置して連続的に測定し、かつ中央の記録計に測定値を記録します。									
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が法に定められた濃度以下となるように焼却すること。	<p>排ガス中のダイオキシン類濃度が0.1ng-TEQ/m³_N以下となるよう、以下の対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 炉内の温度制御装置により、燃焼温度を850℃以上の高温に維持します。 ● 適切な二次燃焼空気挿入によりガスの混合を促進します。 ● 高温ガスの滞留時間を3秒以上確保します。 ● 集じん性能の高いバグフィルタを設置し、サブミクロン粒子に含まれるダイオキシン類も除去します。 ● バグフィルタ直前の煙道に活性炭を吹込み、ダイオキシン類を吸着除去します。 									
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物）を6ヶ月に1回以上、ばいじん量を2ヶ月に1回以上（焼却量4トン/時以上の場合）測定し、かつ記録すること。	<p>下記の測定を行い、記録します。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ダイオキシン類</td> <td style="padding-right: 20px;">年1回以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">2ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> </tr> </table>	ダイオキシン類	年1回以上		硫黄酸化物	}	2ヶ月に1回以上	塩化水素	窒素酸化物	ばいじん
ダイオキシン類	年1回以上									
硫黄酸化物	}	2ヶ月に1回以上								
塩化水素										
窒素酸化物										
ばいじん										
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	バグフィルタ、活性炭吹込み装置、乾式有害ガス除去装置を設け、ばいじん；0.02 g/m ³ _N (O ₂ :12%) 以下、NO _x ；200ppm (O ₂ :12%) 以下、SO _x ；K値=1.8 以下、HCl；100 mg/m ³ _N (O ₂ :12%) 以下、ダイオキシン0.1 ng-TEQ/m ³ _N 以下にします。									
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	<p>・焼却灰はNO.1 灰出コンベヤにより灰貯留場に貯留します。</p> <p>・廃熱ボイラ及びガス冷却室での落下ばいじんはNO.2, 3 灰出コンベヤ内で薬剤処理後、ダスト貯留場に貯留します。又、集じん器捕集ダストは調湿装置で薬剤処理後、ダスト貯留場に貯留します。</p>									
ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	<p>・廃熱ボイラ及びガス冷却室での落下ばいじんは灰出コンベヤ内に薬剤注入し、均一に攪拌・混合します。</p> <p>・集じん器捕集ダストは2軸パドル式の調湿装置により、ばいじん、薬剤及び水を均一に攪拌・混合します。</p>									
火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。	火災防止に万全を期し、必要箇所に消火設備を備えます。									